

#### 4. 黒石地区に民間のゴミ焼却場が出来る？法令・条例で阻止出来ないか？

民間のゴミ焼却場の新規建設計画については、現時点(10月8日)で、市では把握していない。事業者から建設の申し出があった場合には、廃棄物処理法において設定されている許可基準に適合するものであるかどうかについて厳格に審査し、適合するものであれば、許可しなければならないこととされている。許可した場合にあっては、事業者の監視指導をしっかりと行い、法令違反等があれば、場合によっては許可取消等の行政処分を行うなど厳正に対処することになる。

#### ② 地球温暖化対策の推進とあるが

1. 太陽光発電の普及は賛成ですが、開発や設置に関する法整備が遅れている。

今の状態では、森林等の乱開発で自然破壊・大雨対策等法令不備、

各家庭の屋根のパネルは、設置基準ないので、台風等の時、吹き飛ばされ、周辺道路・近隣住宅に影響が出るのでは？

太陽光発電設備に関わらず、一定規模以上の土地の開発については開発指導課への届出や許可が必要となる。また、保安林の伐採については農林水産課の許可、農地の転用については農業委員会の許可が必要。電気的には太陽光発電設備と電力の需給契約をする電力会社が連系時に設備の安全性を確認することになるが、アンテナや屋根瓦等と同じく、設置業者の適切な施工と所有者の日頃の目視点検などが重要と考える。

2. 公共の施設も予算の関係か？古い設備のエアコンが多いように思う。最新鋭の設備のリプレースが必要では？

公共施設白書等で説明しているように、人口減少社会に対応できるように公共施設にかかる更新と維持管理費用については縮減していくべきと考えている。設備等の改修については、各施設の今後の運営方針や改修計画と利用状況を見ながら判断していく。

3. 24時間社会の拡大は、本当に社会と人間にとって幸福か？地球温暖化にとってはマイナスであり、人間社会にとっても

最小限にすべきではないか？

エネルギー的には人間の活動時間は少ないほうが省エネになる。一方で生活スタイルや嗜好の多様化などにより24時間営業の店舗なども増えており、それらが無いと生活が著しく不便となる人も居ると思われる。必要かどうかはその地域に生活している人々の判断によるものと考ええる。

4. 「倉敷市の地球温暖化対策」どんな計画は？市民は分らない。

倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)「クールくらしきアクションプラン」は平成23年2月に策定。太陽光発電設備への補助事業などは、この計画に沿って実施している。計画の短期目標である2012年度に2007年度比で温室効果ガス排出6%削減の目標値に対し、実績は暫定値ながら13.9%削減となり目標は大幅に達成の見込み。なお、計画は毎年の進捗状況も含め地球温暖化対策室のホームページで公開している。

5. 地産地消の拡大。日本の森林資源を有効活用する国レベルの政策が必要と国に提言しては？

地産地消の拡大については、倉敷農業まつりをはじめ各種農業関連イベントや地元食材を使った料理講座の開催などを通じ、市民へ地産地消への関心や地元特産品の認知が高まる取組を行っている。また、本年度は直売所やくらしき農業まつりでもプレミアム商品券を利用可能とし、地元農林水産品の販売促進を図っており、今後も、生産者や農協などの関係団体や高梁川流域の関係市町と連携を図りながら、地産地消の拡大に積極的に取り組むこととしている。日本の森林資源の有効活用については市長公約ではありません。

6. フードマイレージ？の表示を普及しては？

産地や原産国の表示がある食品も多いと思うが、それをフードマイレージ的な視点で見ている方は少ないのかと思われる。まず、地産地消が地球温暖化防止や環境負荷の緩和にもつながるのだという認識の普及が必要ではないかと考える。

7. 国レベルでマイホーム政策を見直すよう提言しては？マイホームは100年住宅を目指す  
今のように20～30年で建替えでは、地球温暖化に逆行し化石燃料の浪費になっているのでは？

マイホーム等個人の住居選択は、個人の意思・判断によりなされ、住居の耐用年数は個々人のメンテナンス状況等により左右されるものであると考える。

③ ごみのリサイクル推進とあるが・・・

1. どのような方法で推進しているのか市民に分かりにくい。また、エコワークスを更新しないと発表されているが  
そうなった場合、リサイクル率は大きく減少されることが予想されるが、今後どうするのか？

ごみのリサイクル推進については、ごみ排出時の5種14分別の徹底について広報紙やホームページで呼びかけたり、「リサイクルフェア」などのイベントや小中学校や公民館での出前講座、ごみステーションでの分別早朝指導などにより、ごみの減量化・資源化への関心を深めてもらうとともに、集団回収を行う団体に対し「ごみ減量化協力団体報奨金交付制度」を設けて資源化の促進に取り組んでいる。また、一般廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、ごみの減量・再資源化について訪問指導を実施している。今後も、これらの施策を通じ、市民・事業者・行政の三者が協働・連携してごみの排出抑制・再資源化を推進していく。なお、新焼却施設の建設にあたっては、今後リサイクル率を考慮しながら施設整備の検討を行う予定である。

2. ゴミの量が少なくなるように、製造・流通段階の見直しが必要ではないか？（過剰包装を見直す、賞味期限の見直し等）。

現在、倉敷市では、レジ袋削減のためのマイバッグ・マイ箸運動や食育を通じた賞味期限に関する正しい知識の取得等の施策を実施している。今後は、量販店等に対し過剰包装の抑制などについて、県等の関係機関を通じて協力を要請していく。

3. 燃えるごみは、ゴミ燃料発電で電気エネルギーで回収することを考えては？

水島清掃工場において、ごみ焼却に伴い発生する熱を蒸気として取り出し、蒸気タービン発電機で発電を行っており、発電した電力は場内で使用し、余剰電力を電力会社に売電している。水島清掃工場は現在、基幹的設備改良工事により発電は停止しているが、工事完了後最大3400KWに増強して発電を再開し、回収エネルギーとして活用いたします。

6 行財政改革と市民協働の推進

① シティセールスの展開とありますが・・・

この項目では「個性と魅力」発信事業や倉敷市情報発信事業など3つの事業実績が示されているが、それによって具体的にどんな成果が出ているのかが示されていません。例えば、2006年から行われている「地域ブランド調査」という報告書がある。全国の都市を対象として、認知度、魅力度、情報接触容易性など、数十項目を調べる大規模な調査で、毎年報告書が報告されています。倉敷市はこの報告書で調査が始まってからずっと20位前後を維持していたが、2014年度は43位まで下がっている。これを見ると、全国的な認知度、魅力が落ちてきているのではないかと考えられるがシティセールスの成果として市が何かほかの指標を設定しているのであれば、それを示してください。

シティセールスの成果としての指標設定は特に行っていないが、シティセールスは市の個性と魅力を国内外に発信し、誘客拡大を目指す取組でもあることから、観光施策とも大いに関わりがある。成果指標としては、毎年公表している市内主要観光地の年間観光客数や年間宿泊者数であると考え。また、前述の「くらしき地域資源ミュージアム(HP)」のアクセス数 平成25年度:51,648件→平成26年度:107,605件 さらに、平成27年6月15日に発売された「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の改訂版に「児島」「瀬戸大橋」が追加された。

② 負債の削減

市債残高は削減されているが、その大半は下水道の償還が進んだことによる自然減少ではないか？(下水道だけで200億円以上減っている)償還計画通り進んだ自然減少は、市長公約の成果とは言えない。誰がやっても同じ成果が出せている。それ以外に市長公約を果たすために負債を削減する努力として、市は何を行ったかを聞きたい。例えば、積極的に繰り上げ償還して削減したとか、何か新しい財源を発見し、それを活用することによって市債を発行せず事業を実施したなどあれば教えてほしい。負債を削減する為に工夫や努力したことを具体的に数字で示してほしい。

市債は毎年償還だけではなく借入も行っているため、その借入額を必要最小限(償還額以下)とすること、また、年次計画額以上の償還(繰上償還など)を行うなど、工夫や努力を行っている。

(主な取組内容(平成24年度以降))

○市債の繰上償還(全会計) 703,064千円

高金利の市債を繰上償還するとともに、一部の市債を低金利のものに借り換えた。

平成24年度 繰上償還703,064千円(借換126,100千円)

○住民参加型市場公募債「倉敷よい子いっぱい債」(5年満期一括償還)償還のための借換債発行取り止め 4,125,000千円

満期一括償還時に要する財源の75%分(25%分は基金に積立)については借換債を発行し確保することとしているが、負債削減の観点から発行を取りやめた。

平成24年度 750,000千円、平成25年度 1,125,000千円、平成26年度 1,125,000千円、平成27年度 1,125,000千円

○下水道事業資本費平準化債の発行取り止め 4,066,000千円

下水道事業債の元利償還金に充当する市債(資本費平準化債)について、負債削減の観点から発行を取りやめた。

平成24年度 700,000千円、平成25年度 2,300,000千円、平成26年度 1,066,000千円

○毎年度の市債発行額については、当該年度の市債の元金償還額を上回ることの無いよう配慮する(※)とともに、市債を活用する際は、その元利償還金が後年度普通交付税で措置される有利な市債を選択・活用することとし、それ以外の市債発行については抑制を基本としています。

(例) 全国防災事業債(事業費への充当率100%普通交付税措置80%)、防災・減災事業債(同100% 70%)、合併特例債(同95% 70%)など

(参考) 一般会計市債残高※ 平成23年度末:1,072億2,400万円⇒平成26年度末:949億4,000万円 122億8,400万円の削減

※普通交付税の代替財源でありその元利償還金が100%普通交付税で措置され、市の実質的な負債とならない臨時財政対策債を除く

③

この項目では「市民ふれあいトーク」の開催の実績しか示されていない。市民の意見が市政に反映された例を具体的に示してほしい。

この項目に関連した市民アンケートでは「市民の意見によって、行政が施策を改善・見直していると思っている市民」は8.6%と10人に1人もいない結果がでている。市民は自分たちの意見が市政に反映されていると思っていないということではないか。もし、市民の意見が市政に反映された事例があるなら示してほしい。

別紙参照(市HP”市民広聴課「市民ふれあいトーク」に掲載済)